

最高裁秘書第155号

令和4年2月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

令和3年11月2日付け（同月4日受付，第030682号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

令和3年4月22日付け最高裁判所事務総局家庭局第一課長書簡抜粋（片面で7枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

(別添)

家事事件手続のリモート化の推進について

令和3年3月18日

民事司法の在り方に関する
法曹三者連絡協議会家事WG

1 リモート化の必要性

社会や家族の有り様の変化に伴い、家事調停・審判手続に対する国民の期待はますます高まっており、引き続き国民の期待に応えていくためには、家事調停・審判手続について、利用者目線に立ち、より一層利用しやすいものとしていくことが望まれる。特に、利用者の中には、物理的、心理的な理由により、管轄裁判所に赴いて期日に出頭することが負担となっている者がいること、いまだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息する見通しが不透明な状況にあり、人と人との接触や移動を避けることが必要なこともある昨今の情勢に照らすと、まずは現在の実務体制の下で採りうる方策を検討し、可及的速やかに手続のリモート化に向けた取組を推し進めることが、喫緊の課題となっているといえよう。

2 電話会議及びテレビ会議の更なる活用

電話会議は、民事訴訟事件において従前からごく一般的に用いられ、家事事件においても広く利用されているものであり、口頭のコミュニケーションによる意思疎通が可能で、期日を入れやすく手続の迅速化にも資する方策といえる。

テレビ会議は、画像により相手方の表情や態度等を視覚的に確認しながら、言い分や図面等の資料を示して説明することができるなど、非言語情報を交換しながら手続を進めることができるという意味で、電話会議等にはない利点を有するものであるが、実情としては実務においてそれほど利用されていないため、その利用場面の拡大を検討することも有益である。もっとも、テレビ会議には、最寄りの裁判所への出頭が必要となるという点のほか、機材の制約等から期日が入りにくいなどといったあい路も指摘されているところであり、テレビ会議のみを利用して手続を進めることについては、利用者の立場からしても、かえって利便性を損なう面があるといえることができる。

そこで、上記のようなあい路がなく、広く利用されている電話会議の利用が有用な場面とテレビ会議の利用が有用な場面とを適切に選別し、それぞれの利点を踏まえて、適切に活用していくことが重要となる。その選別に当たっては、利用目的や事件の性質・内容に加えて、手続の進行段階や期日の目的、当事者の状況・意向等を踏まえつつ選別する必要がある。

(別添)

(1) 利用目的による選別

ア 対面による手続との対比

○ 利用者の負担軽減，DV等危害防止

例えば，夫婦が別居・離婚した場合には，双方の住居所が離れた地にあるという事態も生じうるところ，このような状況で期日に出頭するため相手方の住居所を管轄する裁判所に赴くことは，多大な負担となり，事実上，家事調停・審判の利用が困難となる。また，家事事件においては，当事者双方が高度の葛藤を抱えていることによる心理的負担が大きかったり，当事者間にDVが存在したりするケースも多い。こういった場面で，電話会議やテレビ会議を活用することにより，利用者の物理的，心理的負担を軽減しつつ，安心安全な手続を実現することができる。

○ 感染症対策

調停室は，部屋の広さ等によりいわゆる三密が生じやすい場合もあるところ，電話会議やテレビ会議を活用することにより，新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクを回避しつつ調停手続を進行させることができる。

イ テレビ会議の有用性

○ 顔が見えることによる安心感や信頼関係の醸成

テレビ会議は，お互いの表情や反応といった非言語情報も交換可能であるため，自分の発言が的確に伝わっているかを常に確認することができ，当事者の心情の安定（安心感）や信頼関係の醸成を図りやすいし，図面等の資料を示して説明することができるという利点もある。特に調停の場面では，調停委員会との間の一定の信頼関係が手続の基礎となるため，テレビ会議を活用することにより，納得性の高い解決を可能とするという調停の本質・利点をより一層いかすことができる。

○ 聴覚障害者等への配慮

テレビ会議は，映像情報を交換することができるため，聴覚障害者と手話でコミュニケーションを図ることなどが一層容易となる。

(2) 事件の性質・内容による選別

ア 離婚（特に子がいる場合），親権・監護権，子の引渡し，面会交流等

- ・ 一般論としては，これらの事件類型では，当事者の真意の把握が極めて重要であり，調停手続においては，より感情面に配慮した調整や当事者側においても自らの気持ちを整理してもらうこと等が必要となる。その基礎として，相対的に高度の信頼関係の形成が求められるところであり，非言語情報の交換が可能なテレビ会議の利用が有用と考えら

(別添)

れる。

イ 財産関係事件等

- ・ 婚姻費用分担調停，養育費請求調停，財産分与調停，遺産分割調停，年金分割調停等の財産関係をめぐる紛争に関する調停（財産関係事件）については，収入や財産に関する客観的な資料に基づき，客観的に妥当な金額を模索するという側面が強く，一般論としては，上記アの類型に比べると，非言語情報の交換が必要な局面は限られるとも考えられるため，電話会議を選択する方が，期日の円滑な指定等の面で利用者にとって利便性が高いことも多いと考えられる。審判手続では，基本的には，より多様な事件類型において電話会議の活用が有用であるように思われる。

もつとも，上記の事件類型のうち，婚姻費用分担や養育費の事件については，夫婦間や親子間の状況や心情等の理解が求められる場合等もあり，テレビ会議の有効性が高い場合も考えられる。

(3) 手続の進行段階による選別

- ・ 手続の初期段階でテレビ会議を利用して当事者双方の顔を見ながら聴取を行うことにより，最初に信頼関係を構築しておくことが，その後の調停運営に有益な場合がある。
- ・ 当事者の双方ないし一方が提出した書面や資料等を確認するための期日や，当事者間でおおむね合意が形成されつつあり，形式的な調整を行うための期日等においては，テレビ会議よりも電話会議を利用することが望ましいものと考えられる。

(4) 小括

- ・ 電話会議又はテレビ会議を期日等において利用する場面については，上記(1)から(3)までに記載した利用目的，事件の性質・内容，手続の進行段階に加え，当事者や手続代理人の意向等も十分に踏まえて，これらの諸要素を総合的に考慮した上で適切に選別していく必要がある。
- ・ 例えば，子の親権をめぐる紛争で，かつ，手続の冒頭段階であれば，電話会議よりもテレビ会議を用いるメリットは特に大きいと考えられる。他方で，財産関係事件については，基本的には電話会議を利用する方がメリットが大きいように思われるが，期日の目的や当事者の状況・意向等を踏まえて，効果的にテレビ会議を利用することも考えられる。
- ・ 利用者の物理的，心理的負担の軽減，DV等危害防止や感染症対策の必要性がある場合にも，事件の性質・内容や手続の進行段階を考慮した上で，テレビ会議を利用することも考えられる（信頼関係の構築が必要な事案において，第1回期日はテレビ会議を利用した上で，第2回以降の期日は電

(別添)

話会議とすることも考えられる。)

- ・ 当事者が聴覚障害者であり、かつ、遠隔地に居住しているなどの理由で出頭が難しい事案では、事件類型や手続の進行段階を問うことなく、テレビ会議の利用を検討することが考えられる。
- ・ 手続代理人が選任されていない当事者本人と電話会議を行うことについては、本人確認や手続の非公開性を担保できるか、第三者による非弁活動等を防止できるかという課題があるほか、録音の容易性というあい路が存在するという指摘がある。調停委員会としては、そのような課題やあい路にも十分留意した上で、個別の事案ごとに、当事者本人との電話会議の可否について判断する必要がある。

3 書面による進行

- ・ 書面による進行は、期日への出頭を不要とするほか、期日調整が難航し、期日間隔が空いてしまう結果、手続の全体的な進行が遅滞するという事態を解消するものであり、当事者の出頭等に伴う負担を軽減するとともに、手続の迅速化にも資する方策といえることができる。
- ・ 電話会議の活用場面と同様に、財産関係事件では、収入や財産に関する客観的な資料に基づき客観的に妥当な金額を模索するという側面が強いことから、書面による進行がなじみやすいと考えられる(その他、夫婦関係調整調停であっても、財産分与や養育費のみが争点となっているような場合は同様であると考えられる。)
- ・ もっとも、書面のやり取りのみで手続が進行してしまうと、当事者双方の話し合いを通じた合意に基づく自主的な紛争解決のための調整という調停の本質に反してしまうという指摘のほか、手続の初期段階では当事者と調停委員会とが顔を合わせることで信頼関係を醸成することが望ましいという指摘があった。このような指摘を踏まえると、調停手続においては、上記のような事件の性質・内容に加え、期日の目的や手続の進行段階、手続代理人の有無のほか、当事者や手続代理人の意向も十分に踏まえつつ、書面による進行の活用を検討することが望ましく、紛争の実相の把握や真意の確認、信頼関係の醸成等のために当事者本人から直接聴取する必要性が高いと判断される場合には、電話会議やテレビ会議の利用、あるいは現実の出頭を確保する必要があるものと考えられる。
- ・ また、手続代理人が選任されていない事案においては、当事者本人が提出を求められている資料や書面の趣旨・目的を誤解する可能性があることなどから、当事者本人が手続の状況や求められている資料等の趣旨・目的などを理解しながら進められるように努める必要がある。

(別添)

4 調停に代わる審判の活用

- ・ 調停に代わる審判は、調停成立時の出頭を不要とするものとして、当事者の出頭等に伴う負担の軽減に資するものである。離婚事件や離縁事件については、電話会議又はテレビ会議の方法によっては調停を成立させることができないことからしても、調停に代わる審判の活用が考えられる。
- ・ もっとも、調停に代わる審判は、あくまでも十分な主張等の聴取や調整等をはじめとする適切な調停手続を経ていることが前提であり、そうでない場合にまで安易に利用されるべきではないという指摘があった。基本的には、電話会議や書面による進行等を通じて十分な調整等を行った上で、適切なタイミングで調停に代わる審判を行うことにより、当事者の手続保障を図りつつ、手続全体として出頭等に伴う負担の軽減を実現すべきものと考えられる。

5 期日の充実化等

(1) 期日の充実化による審理期間の短縮

- ・ 家事調停・審判の各期日が充実していれば、より少ない期日で手続が終局し、審理期間も短くなるため、その分、当事者の出頭等の負担が軽減されることになる。期日の充実化を実現するためには、例えば、検討すべき資料や提出すべき書面が事前でないしは期限どおりに提出され、その内容が当事者及び調停委員会において共有された状態で調停期日が開催されることが望ましい。

(2) 期日の趣旨・目的に応じた選択的な当事者の出頭

- ・ 家事調停では、日程調整が難航し、かなり先の期日しか指定できないこともある上に、従前から、各期日における一方当事者に対する聴取が行われている間の他方当事者の待ち時間が長いことが指摘されている。そこで、例えば、期日の間隔を空けないことを前提に、第1回期日では申立人のみから聴取し、第2回期日には相手方のみから聴取するなど、期日の趣旨・目的に応じ、出頭を求める当事者を選択的なものとするのが考えられる。これにより、出頭に伴う当事者の負担の軽減を図ることができるものの、他方で、調停期日での臨機応変な調整が実現できなくなるという指摘や、自分の主張に相手方がどのように反応しているかをその場で把握することができなくなるという指摘もあり、このように出頭を求める当事者を選択的なものとするについては、事件の性質・内容や期日の目的、手続の進行段階のほか、当事者や手続代理人の意向等を十分に踏まえた上で、調停室の空き状況も勘案しながら検討する必要があるものと考え

(別添)

えられる。

6 ウェブ会議の活用に向けて

家事事件手続のIT化については、今年度中に政府においてスケジュールを検討することとされており、今後、家事事件についてもウェブ会議等のITツールを活用することが見込まれている。

既に民事訴訟手続においては、ウェブ会議を活用した非対面での争点整理の試行的運用が順次拡大されているところ、ウェブ会議は、非言語情報の交換が可能という利点のみならず、最寄りの裁判所への出頭が不要であるという利点もあり、司法アクセスを一層容易化する有効な手段として高く評価されている。ウェブ会議は、まさしく家事事件手続のIT化の一つの核を成すものであり、特に家事調停手続への早期導入を望む声は強い。そこで、まずは家事調停手続についてウェブ会議を早期に導入することが期待される。

他方、ウェブ会議の実施に当たっては、調停手続その他の家事事件手続全般を視野に入れた法制上の課題、調停委員や家庭裁判所調査官といった家事事件特有のプレイヤーの関わり方など、家事事件特有の課題の検討が必要となる。また、家事調停におけるウェブ会議の利用については、利用者側にも現実の出頭と比べて不利に取り扱われないか不安であるとの指摘があるところ、そのような不安を解消するための工夫のほか、本人確認や手続の非公開性をどのように担保するかといった課題も挙げられる。その他、当事者本人が手続を利用する場合の機器の利用に伴う負担も踏まえ、電話会議及びテレビ会議の活用の在り方について検討してきたのと同様に、ウェブ会議の利用が特に効果的な事件類型や手続段階について検討することも有益と考えられよう。

ウェブ会議がそのメリットを最大限に発揮する形で円滑に導入されるようにするためには、本WGにおいて、引き続き、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会が連携した上で、上記のような課題、あい路への対応も含め、更に具体的に検討を行っていかなければならない。

7 まとめ（今後の展望）

以上のとおり、手続のリモート化に向けた方策としては、電話会議及びテレビ会議の更なる活用、書面による進行や調停に代わる審判の活用などといった方策が考えられる。それぞれにつきあい路や課題も指摘されているところではあるが、個々の事案において、当該事件の性質・内容や期日の目的、手続の進行段階、当事者の意向や手続代理人の有無等を考慮しながら、これらの方策の利用、現実の出頭等を適時適切に組み合わせつつ手続を進行させることにより、当事者の手続保障や手続に対する当事者の納得性を損なうことなく、

(別添)

手続全体として当事者の出頭等に伴う負担の軽減を実現していくべきである。

また、今度導入が見込まれるウェブ会議の活用に当たっても、このような検討が生きることになる。本WGにおいては、引き続き、家事調停・審判手続について、利用者目線に立ち、より一層利用しやすいものとしていくという観点から、家事事件手続のIT化の一つの核を成すウェブ会議の活用に向けて、積極的に検討を行っていく所存である。

以上